

平成27年度第3回鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成28年2月4日（木）13時30分～14時30分

開催場所 総合福祉保健センター 4階会議室

委員出席者 徳田訓康会長、山本幸子委員、飯ヶ谷清委員、赤岩けさ子委員、
奥山喜和子委員、葛山洋子委員、山田芳裕委員、高野洋平委員

委員欠席者 小田桐清志委員、川村浩幸委員、野村直人委員、中川義也委員、
相浦芳信委員

事務局出席者 高岡市民生活部長、吉野副参事（事）保険年金課長
保険年金課…井上課長補佐（事）国保給付係長、青戸保険料係長
飯村主任主事、副島主任主事
健康増進課…菅井健康増進課長、米井主査

○市民生活部長あいさつ

1 開 会 吉野保険年金課長

委員定数2分の1以上の出席であり、会議が成立していることを報告した。会議については、平成13年2月9日に行われた国民健康保険運営協議会において会議は非公開とし、会議録は委員名を伏せて議会開会後に公開と決定しているが異議が無い旨を確認した。

2 議 事

（1）鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

◎保険年金課長より、会長へ「諮問書」を手渡した。

議 長：鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、事務局へ説明を求めらる。

事務局：それでは、市長より諮問されました鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の諮問事項は、資料の2ページのとおり、2点ございます。1つ目は「保険料の賦課限度額の改定」です。2つ目に「保険料の5割・2割軽減措置に係る判定所得等の改定」でございます。

諮問事項の内容の説明に先立ちまして、まず、条例改正までの手続きについてご案内いたします。

各諮問事項につきましては、昨年末決定した「平成28年度税制改正大綱」を受け、国民健康保険法施行令の一部改正について公布されたことから、本日ご審議いただき3月定例会において上程する予定であります。

それでは、お手元の資料に沿って、諮問事項の内容について、ご説明いたします。

資料3ページの諮問内容1保険料の賦課限度額の引き上げについてですが、保険料の賦課限度額につきましては、保険料は、所得等に基づき賦課されておりますが、医療機関等での治療のような給付につきましては、所得にかかわらず一定であることから、賦課額が過度に高くないよう国民健康保険法施行令に基づき条例により賦課限度額が設定されています。

また、料金につきましては、基礎賦課分、後期高齢者支援分、介護納付金分の3つの賦課額を元に構成されております。

今回の改正は、そのうち基礎賦課分と後期高齢者支援分の改定となります。その理由につきましては、医療費高騰に伴う保険料の増加が避けられない中、中間所得層世帯に対し、これ以上の負担を求めるのは困難であるとの判断から、昨年に引き続き改定されることとなりました。

具体的には基礎賦課分の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援分の限度額を17万円から19万円に引き上げ、現行40歳以上の賦課限度額を85万円から89万円へ、4万円の引上げを行うものです。

なお、この引上げによる保険料への影響ですが、平成28年度当初加入世帯見込で、約360世帯が対象となり約1,400万円程度の収入増が見込まれます。

次に、資料4ページの諮問内容2保険料の5割・2割軽減判定所得等の改正についてですが、保険料の軽減措置につきましては、加入世帯の総所得に応じ、7割軽減・5割軽減・2割軽減の3段階があります。

今回の改正は、5割軽減の対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯です。軽減判定所得の算定においては、被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減については26万から26万5,000円に、2割軽減については47万円から48万円に引き上げる改正となります。

具体的には、例を挙げて申しますと、5割軽減対象世帯は、現行給与収入が約184万円の3人世帯が、改正後は約186万円となり、軽減幅が約2万円になります。

2割軽減対象世帯は、同様に約275万円から約279万円となり、軽減幅が約4万円とそれぞれ軽減範囲が拡大されます。

改正理由としましては、低所得者層の保険料負担を軽減するためのものです。

なお、この改正による保険料への影響額ですが、平成28年度当初加入世帯見込で、約100世帯が対象となり、200万円程度の軽減が見込まれます。

この軽減分につきましては、県から4分の3が保険基盤安定繰入金として交付されますので、本市は残りの4分の1の約50万円の負担をすることになります。

最後に、今回の条例改正の施行年月日は、平成28年4月1日を予定しております。

以上、諮問事項の内容についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく
お願いします。

《質疑》

委員：低所得者の人数はどのぐらいですか。

事務局：7割軽減対象者のうち、総所得金額等のない世帯数は、3,866世帯であり、被保険者数は5,204人です。総所得金額の合計額が33万円以下の世帯数は1,194世帯で、被保険者数は1,852人です。5割・2割軽減対象世帯数は4,204世帯で、被保険者数は8,589人です。

議長：賦課限度額を超える世帯数は、約360世帯で約1,400万円の収入増が見込まれるということですが、5割軽減・2割軽減の判定所得の引上げにより、約200万円軽減されるということから、市の収入増としては、差額の1,200万円となるのでしょうか。

事務局：約200万円のうち4分の3を県が負担するため、市の負担は残りの4分の1の約50万円ですので、約1,350万円の収入増です。

議長：それでは諮問案について、ご異議はありますか。

異議なしの声

(決定事項)

諮問案のとおり答申を行う。答申書については、後日会長名で行う。

(2) 平成28年度国民健康保険特別会計予算(案)について

議長：平成28年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、事務局よりご説明いたします。5ページ、議題(2)平成28年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案をご覧ください。総額は、合計141億1,700万円で前年度より1億3,300万円の増額、対前年比1パーセント増となっています。

それでは、歳入1款から主な内容についてご説明いたします。まず、1款の国民健康保険料は、約26億8,000万円となっております。平成27年12月議会で、保険料の内、後期高齢者支援金分の改正により後期高齢者支援金分については約1億円の増額見込となりましたが、算定当時に比べ被

保険者の減少の影響により、医療分・介護分の減額が大きく、平成27年度予算と比較すると約1,700万円の増額に留まりました。被保険者の減少の理由としましては、景気回復により若い世代の国民健康保険加入が減少していることや、退職年齢が上がっていること、また毎月100人程度の方が75歳を迎え、後期高齢者医療保険へ移行している影響によるものと考えております。

次に3款国庫支出金約25億6,600万円は、国が保険給付費に対して支払う32パーセントの定率補助となっているため、歳出2款の保険給付費が増加している影響により、約1億4,000万円の増加を見込んでおります。

4款の療養給付費等交付金については、保険料改正の大きな要因ともなりました退職者医療制度の廃止により、現在経過措置中のため、該当者が減少していることから、平成27年度と比較して約1億4,000万円の減額としております。

5款の前期高齢者交付金約36億4,000万円については、前期高齢者、65歳以上75歳未満の方の加入率を全国平均と比較して加入率が低い保険者が、加入率が高い保険者を助ける財政調整の機能を果たすものとなっております。一般的には被用者保険の方が支払った納付金を市町村国民健康保険が交付金としてもらっています。平成27年度当初予算と比較しますと減額になっておりますが、平成27年9月に約2億円の減額補正をしており、35億7,200万円としましたので、実際は、約7,000万円の増額となっております。

9款の繰入金、約14億9,400万円については、平成27年度と比較して約1億3,000万円増加しております。内訳についてご説明いたします。これは一般会計からの繰入金となっており、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、職員給与費等繰入金、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金については国や県から一般会計に財政措置されており、一般会計から法定で繰り入れが定められております。

また、国民健康保険特別会計の赤字分を一般会計から補填していますが、その下にあります「その他一般会計繰入金」となっており、約7億円となっており、平成27年度の5億8,000万円と比較しますと1億2,000万円の増額となっています。

基金繰入金につきましては、国民健康保険の財政調整基金から繰入れるもので、残額の1億5,000万円すべてを取り崩しております。

次に、歳出についてご説明いたします。歳出では約60パーセントを占めますのが、2款保険給付費となり、平成27年度と比較しまして約1億7,000万円の増額としております。保険給付費の主なものとしては、療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等が含まれております。被保険者は、減少しておりますが、医療費のかかる高齢者の加入が増えているため増額としております。

次に、3款の後期高齢者支援金等ですが、約8,000万円の減額となっております。平成26年度の精算分について約1億7,000万円あったため、平成28年度分と相殺することで、減額となったものです。

6款の介護納付金につきましては、約9,000万円の減額となりましたが、平成27年9月議会にて補正をしており、今年度とほぼ同額となっております。

7款の共同事業拠出金につきましては、約1億円の増額となっております。こちらは、共同事業の事務を行っております国民健康保険団体連合会から示された額の計上となっております、千葉県内国民健康保険医療費の増加に合わせ、拠出額が増加したものです。説明は以上です。

《質疑》

委員：繰入金についてですが、市の一般会計からどのぐらいの金額が補填されているのですか。

事務局：保険基盤安定繰入金の保険料軽減分については、軽減分の4分の3を県が負担し、4分の1を市が負担しています。保険者支援分については、2分の1を国が負担し、4分の1を県が、4分の1を市が負担しています。出産育児一時金繰入金については、地方交付税措置がされているので、市の負担はありません。職員給与費等繰入金は市の負担で、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金は国が負担し、その他一般会計繰入金は市の負担になります。

議長：諸収入とは何ですか。

事務局：交通事故など第三者行為により、けがなどをして医療機関を受診する場合、国民健康保険が医療費の7割から9割を一旦負担し、後に加害者から回収した医療費の7割から9割のことや、無資格受診により国民健康保険が負担した医療費の回収分のことです。

議長：諸支出金とは何ですか。

事務局：過誤納還付金で、徴収超過分の返還金及びそれに係る利子です。

委員：保健事業費の増加分は何ですか。

事務局：平成28年度から実施する人間ドックに係る費用額1,500万円が大きな影響を与えています。

(3) 平成28年度国民健康保険事業計画(案)について

議長：平成28年度国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局説明を求める。

事務局：この事業計画は国民健康保険財政を健全化するために重点的に実施する内容を記載しております。重点施策は4点ございます。

2の対応方法でご説明いたします。（1）適用適正化の推進として、国民健康保険に加入する必要が無い方が入っていないか、社会保険の扶養に該当しないかなど資格の確認を引き続き行ってまいります。

（2）医療費の適正化の推進として、医療機関からの請求書であるレセプトの点検をきめ細かく行うほか、柔道整復の施術を長期利用している方へのアンケートを行い慢性疾患で受診していないかなどの点検をしていきます。また平成28年度は柔道整復施術療養支給申請書の点検を新たに追加していきたいと考えております。調剤に関しては、引き続き後発医薬品の利用を推進していきます。

（3）収納率向上対策の推進として、保険料滞納者に対し短期被保険者証の交付を行い、継続的な納付を勧奨するとともに生活状況の把握を行うため、休日夜間納付相談会の実施、催告書の送付、また悪質滞納者に対しては差し押さえを実施するなど、徴収体制の強化及び整備に努めます。併せて、口座振替を原則化しておりますので、キャンペーンなども行い、更なる加入率向上を図ります。

最後に、（4）保健事業の推進として、平成27年度中に作成するデータヘルス計画に沿って、健康増進課と連携しまして、特定健康診査及び特定保健指導、重症化予防、重複頻回受診者訪問などの他にも、新たに人間ドック助成事業を開始し、被保険者の健康増進を図るとともに、将来的な医療費の抑制を図っていきたいと考えております。

《質疑》

議長：収納率の向上対策として、国民健康保険のあり方などについて、広報などに定期的に周知するのがよいと思われれます。

事務局：納付が遅れている方については、個別に通知しています。

委員：無保険の方はどのぐらいいますか。

事務局：届出制なので、届出がない方については、不明です。

委員：無保険の若い方で、保険料を支払うのが困難な方に対して、保険

証は発行されるのですか。

事務局：来訪して相談になりますが、月1,000円の納付額でも保険証は発行しています。

議長：病院に医療費の自己負担分を支払うことができない場合、市が本人に代わって支払うことはあるのですか。

事務局：市は保険給付費分だけ、医療機関に支払っています。

議長：皆保険の意味を市民に広く知らせることが大事だと思います。滞納金の繰越金は何年前の分まで含まれていますか。

事務局：平成2年度から平成27年度分です。

委員：資格者証の対象者は悪質な滞納者ですか。

事務局：一度も納付相談に来ない人です。

委員：悪質な滞納者に対して、今年度差押えをしたことはありますか。

事務局：100件弱ほどしています。

委員：差押えをした方は、国民健康保険証を持っている方ですか。

事務局：有効期限の短い国民健康保険証（短期被保険者証）になります。

議長：人間ドックの助成額はいくらですか。

事務局：まだ決定していませんが、1人につき上限15,000円程度を想定しています。

委員：滞納繰越金は入ってくるという見込みで計上しているのですか。

事務局：収納率は90パーセントから91パーセントで、残りの9パーセントから10パーセントについては、徴収が困難であり、その累積です。滞納繰越金は過年度分も含んでいます。過年度分を支払ってくださる方もいます。

議長：高所得者の納付意識が低下しないように、支払わない人に対する対策も必要だと思います。

事務局：一律ではなく、収入、年齢などを考慮して差押えをしています。

(4) その他について

議長：その他について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、国民健康保険の料率改正についてご報告いたします。

昨年、市長から料率改正が諮問され、集中審議の上、答申をいただき、改めて、この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。

その後、答申の主旨を最大限尊重し、所要の条例改正を行い、2月1日号の「広報かまがや」にて、国民健康保険料の改正の背景や料率の設定についてお知らせをしたところでございます。

今後も、料率改正の主旨と内容をご理解いただくため、窓口での周知と併せて、国民健康保険加入世帯に対しては「国民健康保険ハンドブック」と「ジェネリック医薬品希望シール」を同封のうえ「鎌ヶ谷市国民健康保険料の大切なお知らせ」を個別に通知いたします。また、本市ホームページへの掲載など、年度末まで行っていく予定であります。

以上 答申を受けた料率改正後の状況についての説明を終わります。

《質疑》

委員：医療費通知は年に何回送っているのですか。

事務局：年に3回送っていますが、平成28年度から年に4回送る予定です。

委員：医療費通知の効果はありますか。

事務局：国から医療費通知を実施するよう通知が出ており、受診していない医療機関が掲載されているという連絡も年に数件あります。その場合は、医療機関による不正請求が疑われるため、県に報告し、県が監査などを行っています。

委員：各医療機関からいただく薬についての説明書を見て、薬の値段について比較ができました。ジェネリックのある薬が何か分からないので、ジェネリック医薬品希望カードを保険証と一緒に提示しています。

議長：患者側もおくすり手帳を持つなどの工夫が必要なのかもしれません。

議長：事務局から他に何かありますか。

事務局：第2回の会議でご審議いただきました「データヘルス計画」の進み具合ですが、平成27年12月18日から平成28年1月18日までパブリックコメントを行いました。1名の市民の方から6点のご意見をいただき、成果目標の表現を「重症化予防対象者把握率」から「重症化予防対策実施率」へ重複頻回訪問事業の「実施率」から「訪問活動実施率」へ一部修正し、今後庁内の会議を経まして、平成28年3月中の策定を目指したいと考えております。

また、先日厚生労働省から、平成30年度の都道府県化以降の国民健康保険運営協議会についての通知がありましたので、お知らせいたします。千葉県においても運営協議会を設置することとなりますが、市町村においても今後も保険給付や保険料の徴収など重要事項について審議する必要性があるため、被保険者代表と保険医又は保険薬剤師代表と公益代表を同じ人数で参画していただくこととなります。被用者保険代表については市町村では任意で、県の運営協議会では必ず構成員として参画いただくとされています。また、平成30年度以降の委員の任期は3年となります。

《質疑》

議長：平成30年度から国民健康保険事業は市から県に移行するのですか。

事務局：共同運営になります。

議長：以上で平成27年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会します。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成28年2月15日

鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会会長 徳田訓康